



県章

山形県公報

平成30年6月15日(金)

第2952号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○旅館業法施行細則の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……606

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定……………(同) ……607
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……608
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(障がい福祉課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……609
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……610
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……611
- 同……………(同) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……612
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 二級建築士の免許の取消し……………(建築住宅課) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

○昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………613

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(庄内総合支庁総務課) ……同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(同) ……同
- 指定管理者の募集……………(都市計画課) ……614
- 同……………(教育委員会) ……615

規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第53号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和33年8月県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第7条」を「第7条第1項又は第2項」に、「旅館に立ち入り、検査させる」を「旅館業の施設に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させる」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 法第7条の2第1項の規定により旅館業の施設の構造設備について必要な措置をとるべきことを命ずること。

第2条第4号の次に次の2号を加える。

(4)の2 法第7条の2第2項の規定により公衆衛生又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずること。

(4)の3 法第7条の2第3項の規定により旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずること。

別記様式第1号中「第3条第2項第1号から第3号まで」を「第3条第2項各号」に改める。

別記様式第2号（その2）中「第3条第2項第1号又は第2号」を「第3条第2項各号（第7号を除く。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の別記様式第1号及び別記様式第2号（その2）の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項委任事項の欄第13項第1号ハ中「第7条」を「第7条第1項又は第2項」に、「旅館への立入検査」を「立入検査若しくは質問」に改め、同号ニ中「第7条の2」を「第7条の2第1項」に、「施設の改善命令」を「措置命令」に改め、同号中へをチとし、ホをトとし、ニの次に次のように加える。

ホ 法第7条の2第2項の規定による措置命令に関すること

へ 法第7条の2第3項の規定による措置命令に関すること

告 示

山形県告示第479号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 |
|--|----------------------------|------------------------|------------|
| 特定非営利活動法人ハート・ルート・ドライブ 山形市あかねヶ丘二丁目11番16号あかね荘205号 | 訪問介護事業所・のぞみ 新庄市金沢2575番地 | 居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護 | 平成30. 6. 5 |

山形県告示第480号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|--|------------------------|------------|
| 特定非営利活動法人ハート・ルート・ドライブ 山形市あかねヶ丘二丁目11番16号あかね荘205号 | ハート・のぞみ 新庄市金沢2575番地 | 平成30. 6. 5 |

山形県告示第481号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 廃止年月日 |
|---|----------------------------|-------------|
| 特定非営利活動法人全国重度障害者相談支援協会 東京都小平市花小金井南町一丁目18番45号10 | ピアサポート 希望の里 新庄市金沢2575番地 | 平成30. 4. 30 |

山形県告示第482号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 |
|------------------------------|--------------------|-------------|------------|
| 社会医療法人公徳会 南陽市柵塚948番地の1 | くぬぎ荘 南陽市柵塚928番地 | 共同生活援助 | 平成30. 6. 1 |

山形県告示第483号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 |
|------------------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 社会医療法人公徳会 南陽市柵塚948番地の1 | くぬぎ荘G棟 南陽市柵塚910番地の14 | 短期入所 | 平成30. 6. 1 |

山形県告示第484号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 |
|------------------------------|--------------------------|-------------|------------|
| 社会医療法人公徳会 南陽市柵塚948番地の1 | くぬぎ荘 I 棟 南陽市柵塚904番地の1 | 短期入所 | 平成30. 6. 1 |

山形県告示第485号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日 |
|------------------------------|--------------------|-------------|-------------|
| 社会医療法人公徳会 南陽市柵塚948番地の1 | くぬぎ荘 南陽市柵塚928番地 | 共同生活援助 | 平成30. 5. 31 |

山形県告示第486号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程（昭和48年10月県告示第1424号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号ただし書中「、前年の所得（1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下この項において同じ。）について所得税が課された者（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）がいる者のうち、当該年の末日（当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあつては、死亡した日。以下この号において「所得税に係る判定日」という。）における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき38万円を同法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得税に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を63万円として所得税を計算した場合に、所得税が課されないこととなるもの（以下「想定所得税非課税者」という。）を除く。）及び前年の所得について所得税が課された者（想定所得税非課税者を除く。）に扶養されている者のうち高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号の規定に該当する者並びに」を「及び」に、「（扶養親族）を」（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。））」に改め、同項第3号イただし書中「前年の所得」を「前年の所得（1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下この号において同じ。））」に、「想定所得税非課税者」を「扶養親族がいる者のうち、当該年の末日（当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあつては、死亡した日。以下この号において「所得税に係る判定日」という。）における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき38万円を所得税法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得税に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を63万円として所得税を計算した場合に、所得税が課されないこととなるもの（以下「想定所得税非課税者」という。））」に改める。

別表第1第2項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（一部負担金の額）

イ 前項第1号に規定する者が外来療養又は病院若しくは診療所（以下「保険医療機関」という。）への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（以下「入院療養」という。）を受ける場合 診療報酬の算定方法の

規定により算定した医療費の額に、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号で定める割合を乗じて得た額（同一月、同一保険医療機関ごとに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条に規定する高額療養費算定基準額に相当する額を超える場合にあつては、当該相当する額。以下このイにおいて「一部負担金の額」という。）。ただし、当該高額療養費算定基準額に相当する額は、当分の間、前段の規定にかかわらず、次に掲げる療養の区分に応じ、次に定める額とする。

(イ) 外来療養 14,000円。ただし、同一保険医療機関ごとに計算期間（毎年8月1日から翌年7月31日までの期間をいう。次号において同じ。）における一部負担金の額の合算額が144,000円を超える場合にあつては、当該金額を当該計算期間における上限額とする。

(ロ) 入院療養 57,600円（療養のあつた月以前の12月以内に一部負担金の額が57,600円となる月数が既に3月以上ある場合にあつては、44,400円）

ロ 前項第2号に規定する者が外来療養又は入院療養を受ける場合 次に掲げる療養の区分に応じ、次に定める額

(イ) 外来療養 保険医療機関ごとに1日につき530円（その額が総医療費から前各号の規定による額を控除した額を超える場合は当該控除した額とし、同一月、同一保険医療機関において5回以上診療を受けた場合における5回目以降の診療にあつては0円とする。）

(ロ) 入院療養 保険医療機関ごとに1日につき1,200円（総医療費から前各号の規定による額を控除した額が当該一部負担金の額に相当する額よりも少額の場合は、当該控除した額）

(6) 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（基本利用料）

イ 前項第1号に規定する者が指定訪問看護を受ける場合 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の規定により算定した指定訪問看護の費用の額に、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号で定める割合を乗じて得た額（同一月、同一訪問看護ステーションごとに高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条に規定する高額療養費算定基準額に相当する額を超える場合にあつては、当該相当する額。以下このイにおいて「一部負担金の額」という。）。ただし、当該高額療養費算定基準額に相当する額は、当分の間、前段の規定にかかわらず、14,000円とする。この場合において、同一訪問看護ステーションごとに計算期間における一部負担金の額の合算額が144,000円を超える場合にあつては、当該金額を当該計算期間における上限額とする。

ロ 前項第2号に規定する者が指定訪問看護を受ける場合 訪問看護ステーションごとに1日につき600円（総医療費から第1号から第4号までの規定による額を控除した額が当該算定した額に相当する額よりも少額の場合は当該控除した額とし、同一月、同一訪問看護ステーションにおいて6回以上指定訪問看護を受けた場合における6回目以降の指定訪問看護にあつては0円とする。）

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第1項の改正規定は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1第1項の規定は、平成30年8月1日以後に行われた療養に係る経費について適用する。

（検討）

3 知事は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）その他の社会保険に関する法令の改正状況、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、改正後の別表第1の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

山形県告示第487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西郷土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏名 | 住所 |
|----------|-------|--------------|
| 理事 | 阿部和夫 | 鶴岡市面野山210番地 |
| 同 | 小笠原道明 | 同 辻興屋丙81番地 |
| 同 | 佐藤保 | 同 西沼甲88番地 |
| 同 | 中西幸雄 | 同 下川字関根158番地 |
| 同 | 田村一 | 同 長崎甲26番地 |
| 同 | 佐藤益雄 | 同 茨新田丙450番地 |
| 同 | 本間義一 | 同 下川字前田元16番地 |

山形県告示第488号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西郷土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成30年6月15日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名 | 住所 |
|----------|-------|--------------|
| 理事 | 佐藤保 | 鶴岡市西沼甲88番地 |
| 同 | 小笠原道明 | 同 辻興屋丙81番地 |
| 同 | 佐藤益雄 | 同 茨新田丙450番地 |
| 同 | 田村一 | 同 長崎甲26番地 |
| 同 | 大滝満 | 同 千安京田乙156番地 |
| 同 | 大場靖智 | 同 下川字関根132番地 |
| 同 | 田中武 | 同 大坪12番地 |

山形県告示第489号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成30年6月15日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称
最上川土地改良区
- 2 事務所の所在地
東田川郡庄内町余目字上梵天塚15番地

- 3 認可年月日
平成30年6月4日

山形県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成30年6月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成30年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玉川沼沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--|------|--------------------|---------|
| 西置賜郡小国町大字足水中里字樋口310番11から 同 百子沢字大坪188番31まで | 旧 | 23.0メートル } 6.0 | 556メートル |
| 西置賜郡小国町大字足水中里字樋口310番2から 同 百子沢字大坪188番1まで | 新 | 31.0メートル } 14.0 | 同 上 |

山形県告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成30年6月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成30年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玉川沼沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|---------------------------------|------|--------------------|--------|
| 西置賜郡小国町大字足野水字袖小屋436番6から 同 まで | 旧 | 30.0メートル } 10.4 | 46メートル |
| 同 上 | 新 | 30.0メートル } 12.1 | 同 上 |

山形県告示第492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成30年6月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成30年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡羽黒線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--------------|---|------|----------|--------|
| 鶴岡市大東町14番1から | | 旧 | 21.6メートル | 52メートル |
| 同 14番5まで | | | 17.9 | |
| 同 | 上 | 新 | 24.9メートル | 55メートル |
| | | | 17.9 | |

山形県告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成30年6月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成30年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|-------------|---|------|----------|---------|
| 鶴岡市馬場町5番2から | | 旧 | 26.3メートル | 228メートル |
| 同 9番2まで | | | 10.3 | |
| 同 | 上 | 新 | 26.3メートル | 同上 |
| | | | 16.6 | |

山形県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成30年6月15日から同月29日まで縦覧に供する。

平成30年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 鶴岡羽黒線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市大東町14番1から
同 14番5まで
- 3 供用開始の期日 平成30年6月15日

山形県告示第495号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成30年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日
平成30年5月25日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号
須藤 タカ子 第4990号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第24号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年6月15日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

1 病院の項の表中

「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構
日本海総合病院酒田医療センター」

を

「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構
日本海酒田リハビリテーション病院」

に改める。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年6月15日

山形県庄内総合支庁長 沼 澤 好 徳

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県庄内総合支庁庁舎管理及び清掃業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 電話番号0235(66)5421
- 3 落札者を決定した日 平成28年3月23日
- 4 落札者の名称及び所在地
日本美装株式会社山形支店 山形市本町2-3-38
- 5 落札金額 11,016,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成28年2月12日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年6月15日

山形県庄内総合支庁長 沼 澤 好 徳

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量
庄内総合支庁本庁舎で使用する電力の供給
契約電力255キロワット、使用電力量467,116キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県庄内総合支庁総務課 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 電話番号0235(66)5421
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年3月18日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社やまがた新電力 山形市松栄一丁目3番8号

5 随意契約に係る契約金額
(契約電力に対する単価)

| 期 間 | 基本料金単価（1kWにつき） |
|------------------|----------------|
| 平成28年度分 | 1,614.49円 |
| 平成29年度分及び平成30年度分 | 1,644.38円 |

(使用電力量に対する単価)

| 期 間 | 電力量料金単価（1kWhにつき） | |
|------------------|------------------|--------|
| 平成28年度分 | 夏季 | 16.51円 |
| | その他季 | 15.34円 |
| 平成29年度分及び平成30年度分 | 夏季 | 16.81円 |
| | その他季 | 15.62円 |

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

中山公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成30年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 中山公園
(2) 所在地 東村山郡中山町大字長崎地内

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

- ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成30年6月15日（金）から同年7月17日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所
- イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130
 - ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当 郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8220
- なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成30年7月11日（水）から同月17日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに原則として持参すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県金峰少年自然の家の指定管理者を次のとおり募集する。

平成30年6月15日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

- 1 募集する施設の名称及び所在地
- (1) 名称 山形県金峰少年自然の家
山形県金峰少年自然の家海浜自然の家
- (2) 所在地 鶴岡市高坂字杉ヶ沢54番1（山形県金峰少年自然の家）
飽海郡遊佐町菅里字菅野299番（山形県金峰少年自然の家海浜自然の家）
- 2 指定の期間
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県

における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成30年6月15日（金）から同年7月17日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県教育庁文化財・生涯学習課生涯学習振興室青少年教育施設担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2831
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成30年6月15日（金）から同年7月17日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成30年7月17日（火）午後5時15分まで必着とする。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。